

**公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び
公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開**

(令和5年度 随意契約)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
電波監視用施設の設置に伴う建物 賃貸借(日立)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,013,509	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物 賃貸借(成田)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,144,492	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物 賃貸借(小山)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥924,000	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物 賃貸借(秩父)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥999,477	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物 賃貸借(富士)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥2,112,000	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物 賃貸借(水戸(鉄塔))	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,024,940	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物 賃貸借(野田)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,704,648	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物 賃貸借(厚木)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,367,280	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物 賃貸借(上尾)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥977,777	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物 賃貸借(太田)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥960,000	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
令和5年度電波監視施設等の一時保管及び運送業務の請負	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	株式会社丸運 東京都中央区日本橋小網町7-2	5010001141787	会計法29条の3第4項 公募を実施した結果、業務の履行可能な者が株式会社丸運1者であり、同社との契約であり、競争を許さないため。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥3,849,175	—	—	—	—	—	単価契約
令和5年度特別健康診断等の実施の請負	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	医療法人社団寿会千代田診療所 東京都千代田区神田錦町1-9	9010005000787	会計法29条の3第4項 当局から徒步範囲内で人事院規則に定める検診が可能で利便性を考慮した結果、受診可能な医療機関が1機関のみであり、同法人と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,010,790	—	—	—	—	—	単価契約

令和5年度自動電話応答システムの設置及び保守作業等の請負	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	朝日テレフォン放送株式会社 大阪府大阪市中央区久太郎町1-6-1 1	6120001073564	会計法29条の3第4項 本システムは、朝日テレフォン放送株式会社が回線設計やプログラム設計を請負し、設置工事も実施したものであり、本システムのソフトウェアの開発、音声応答ソフトウェアの専用のカスタマイズを行っており、著作権は同社が保有しているとともに、同社以外には公開されておらず、他社では保守点検及び修理が実施できなかっため、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,759,890	—	—	—	—	—	—
電波スペクトル自動記録装置(L70型)の保守点検業務等の請負	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.7.12	東洋メディック株式会社 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル8F	2011101014794	会計法29条の3第4項 本装置は、電波スペクトルの収集、記録及び解析機能を有する特殊な専用設備であり、本請負に当たってはそのシステム構成、運用プログラム等について知見を有することが必須であるため、本装置を製造・開発した東洋メディック株式会社以外は対応不可能であり、他に合理的な代替サービスがないことから、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥3,715,800	—	—	—	—	—	単価契約
電波監視用測定器(Narda S.T.S.社製)の較正業務の請負	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.7.19	東洋メディック株式会社 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル8F	2011101014794	会計法29条の3第4項 本装置の制御回路図等を公開しておらず、製造業者以外の業者は対象測定器の較正を行えないため、東洋メディック株式会社以外は対応不可能であり、他に合理的な代替サービスがないことから、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥3,996,300	—	—	—	—	—	—
電波スペクトル自動記録装置(L70型)の改修請負	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.7.21	東洋メディック株式会社 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル8F	2011101014794	会計法29条の3第4項 本装置は、電波スペクトルの収集、記録及び解析機能を有する特殊な専用設備であり、本請負に当たってはそのシステム構成、制御プログラム等について知見を有することが必須であり、本装置を製造・開発した東洋メディック株式会社以外は対応困難であり、他に合理的な代替サービスがないことから、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥4,198,700	—	—	—	—	—	—
遠隔方位測定設備センサの設置等の請負	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.8.4	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	7010401022916	会計法29条の3第4項 当該設備は、日本電気株式会社が製作したもので、設置にあたっては、そのシステム構成及び運用について熟知していることが必須であり、かつセンサやネットワークに対し設定変更、調整を行う必要があり、同社以外は作業が行えず、システム全体の互換性が損なわれ著しい支障が生じるおそれがあることから、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥29,073,000	—	—	—	—	—	—